

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成25年5月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあっては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成25年5月31日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成25年6月5日（水）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

- (1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはでき

ない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。